

令和5年第11回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和5年10月25日（水）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和5年10月25日（水）午前9時39分

3 場 所 小国町役場4階 大会議室

4 出席した委員	1 番 安 部 茂	5 番 小 嶋 剛
	2 番 大 谷 健 人	6 番 金 敦 子
	3 番 横 山 隆 藏	7 番 山 口 満
	4 番 舟 山 孝 夫	

5 出席した職員

事 務 局 長	渡 邊 久 光
事務局次長	横 山 真 也
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	安 部 佳 奈

6 付 議 案 件

議第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 おはようございます。本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立します。ただいまから令和5年第11回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第18号番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 はじめに、■■■■■さん、■■■■■の■■■■■さんに電話連絡して立ち会いただくことにして、23日月曜日1時半に大滝公民館で待ち合わせをしました。事務局の安部佳奈さんが同行しました。時間になっても■■■■■さんが来ないので電話したら、日にちを間違え、体調が悪く寝ているのでお任せすることでした。

場所は、大滝公民館の道路向かいの一団地の一番端の三角形のところですけど、■■■■■さんが管理をしていたということで、■■■■■さんに電話したところ現地に来てくれるとのことで、4人で現地を見させていただいた。

ここの一団地全て米を作っていて、一番下は今年度作付けしなかったが、まとめて借りたいとのことで、本人も了解していました。ただ、賃料がちょっと高いとの話もありましたが、相場がそうなっているとのことで了解しています。隣接したところも水稻を作付けするということで問題無いものと判断しました。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第18号番号1について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第18号番号1について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第18号番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 23日に■■■さんの調査の後でそのまま立ち会ってもらいました。

場所は、■■■■の材木置き場の隣で道路端になります。面積は1,120㎡ということで■■■■さんが耕作していましたが、本人も80を超え、大変になってきたということで、今回はこの1筆の申請ですが、来年もまた徐々に■■■■さんをお願いしたいという意向のようでした。

■■■■さんについても、水田として活用していきたいとの意向で、問題の無い案件として判断してきました。以上です。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第18号番号2について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１８号番号２について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第１８号番号３について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 （説明）

農地法第３条第２項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 同じく２３日に現地確認をしました。■■■■さんと電話で話し、県道脇の■■■さんの家の奥に昔の家があり、一部が残っていますが、その近くの圃場になります。

申請の４筆の内、５４２－３，５４３－１は、水田で、今まで■■■■さんが管理し作付けを行い、住宅の両脇の５３５－２、５６２－１は、ワラビを植えて収穫していたが、最近は手が無くて収穫できていないとのことでしたが、ワラビが生育していてワラビ野であることを確認しました。

■■■さんが同席できなかったのですが、これまで管理してきた■■■■さんにこちらから立ち会いをお願いし、現地を見させていただいた。

田については、■■■■さんが引き続き作付けするとのことでしたし、ワラビ野については、復田では無くこのままワラビ野として管理したいとのことでした。ワラビ野は、若干手をかけていないのが目に付いたので、■■■さんに草を刈るなどした方がもっとよくなると話したところ、本人も良い転作地にしたいとの意向でしたので、この案件については、問題無いと判断しました。

賃借料ですが、ワラビ野が３，０００円、田が８，０００円となっています。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

（無しの声）

議 長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第１８号番号３について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 18 号番号 3 について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第 19 号番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 この件について、20 日 9 時半から現地確認をしました。■■■■さんの代理人の行政書士の■■■■さんは立ち会いが難しいとのことでしたので、■■■■さんに立ち会いをお願いしました。

現地は、あけぼの公園の裏手で、地目は田で、大豆が作付けされておりました。来年どうするか聞いたところ、引き続き大豆を作付けするとのことでした。隣接する田も■■■■さんの田で、■■■■さんが作付けしていますが、水持ちが悪いとのことでしたので、ここも水持ちが悪く田には難しいが、大豆には良い圃場と思われ、確認してきました。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第 19 号番号 1 について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 19 号番号 1 について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第 19 号番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局（説明）

補足ですが、今年４月に農地の取得に係る下限面積要件が廃止されました。

この方については、農地の所有が無い方ではありますが、４年前から申請農地を耕作していたということでもあります。

トラクター、耕耘機も所有しており、現地確認の際も大根や白菜など栽培し、農地は適正に管理されておりました。

事務局といたしましては、農地を取得するための要件である、農地の全てを効率的に利用すること、必要な農作業に従事すること、周辺の農地利用に支障が無いと認められると判断したところです。

議長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 羽田さんと２０日の１０時から現地を見てきました。■■■■■さんに電話連絡し、子の■■■■■さんに確認したところ、行けないのでよろしくお願いしたい、■■■■■さんとは親戚関係で全部任せているから、話を聞いてくださいとのことでした。

現地は、あけぼの団地をあけぼの会館の向かいから入った路地の奥から住宅の裏、上岩井沢側にある一団地で、以前から■■■■■さんがいろいろな野菜を作っていたとのこと、きれいに作付けされていました。この方は農地所有無い方ですが、これからも畑として管理できる農業機械も所有しており支障ないものと判断しました。周辺についても、雑種地ですがきれいに除草しており問題無いものと判断しました。

議長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

（無しの声）

議長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

議第１９号番号２について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 異議無いようでございますので、議第１９号番号２について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第19号番号3から番号7については、関連する事項となりますので、一括して事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

農地法第3条第2項の各号に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。

議 長 調査委員に調査依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

小嶋委員 この件につきまして、20日9時から関係者、■■■■■さんの夫の■■■
■さん、■■■■■さん、■■■■■さんの3人、委員会は私と羽田さんの2人で
現地確認しました。

この件について■■■■■さんから事前に話を聞いており、行政書士の■■■
さんに依頼して面積を確定させたということです。町原地区で圃場を整備したと
き、地権者の同意が得られなかったということで整理されていない場所です。

場所は、米坂線の北側、山手側の一角で、道路から見えずらいですが、入り
組んだところでは。日当たりも水利も良いので田として良い場所です。昔から
個人的に圃場をまとめたりしていたところですが、交換して水稻作付けするな
ど内々にしていたところでは。■■■さんが作付けを止め、80歳を超え、代替
わりして解らなくなる前に整理しておこうといういきさつです。

当日、3人に話を伺い、面積的に半端な部分をやったりとったりしていた
が、正式に所有権を移動させたいとのことでした。

■■■■■さんは現役で、他の二人は貸していて、■■■■■さん、■■■■■さ
んの娘さん、■■■■■さんが作付けしています。

ここは、大型機械が入れないため、大規模経営はできないが小規模では作り
やすいところで、今後も荒らさずに作付けや牧草等したいとのことでは。今
後、■■■さんに境界杭を打ってもらおうと3人で合意していたことも報告しま
す。

議 長 ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(無しの声)

議 長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

案件ごとに、一つ一つ採決したいと思います。

それでは、議第19号番号3について、申請どおり許可することにご異議無
い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１９号番号３について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第１９号番号４について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１９号番号４について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第１９号番号５について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１９号番号５について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第１９号番号６について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１９号番号６について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、議第１９号番号７について、申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第１９号番号７について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 10月総会に係る申請書受付期間の9月11日から10月10日までの間に届出があったのは、3件でございます。内容につきましては表に記載のとおりでございます。書面をもって報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第11回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は、大変ご苦労さまでした。

(午前9時39分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月25日

議 長

署名委員

署名委員